⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑾　技術提案書のヒアリングは、必要に応じて行う。
⑿　技術提案の採否等　技術提案の採否並びに評価については、競争参加資格の確認結果と併せて通知する。
⒀　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒁　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も、上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年３月31日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常ＪＶである場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書及び資料を提出したときに限り、近畿地方整備局総務部契約課調査係（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44大阪合同庁舎第１号館８階　電話06―6942―1141㈹）においても当該一般競争（指名競争）参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

なお、令和４年11月21日以降は、庁舎移転に伴い下記のとおりとする。

近畿地方整備局総務部契約課調査係（〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３―１―41大手前合同庁舎８階　電話06―6942―1141㈹）

⒂　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : WATANABE Manabu Director General of the Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract :

(A)　Construction work of the superstructure of steel area of Kasihara Takada viaduct at IC D4 lamp and other in Yamato Gose Road

(B)　Construction work of the superstructure of steel area of Kasihara Takada viaduct at IC A5 lamp and other in Yamato Gose Road

(C)　Construction work of the superstructure of steel area of Kasihara Takada viaduct at IC D5 lamp and other in Yamato Gose Road

(D)　Construction work of the superstructure of steel area of Kasihara Takada viaduct at IC A7 lamp and other in Yamato Gose Road

(E)　Construction work of the superstructure of steel area of Kasihara Takada viaduct at IC A6 lamp and other in Yamato Gose Road

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 7 November 2022

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 P.M. (noon) 8 February 2023 (tenders brought along 12 : 00 P.M. (noon) 8 February 2023 or tenders submitted by mail 12 : 00 P.M. (noon) 8 February 2023)

⑹　Contact point for tender documentation : IMAI Yasunari the second subsection chief the Contract Division, Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 1―5―44, Otemae Tyuou-Ward, Osaka-city, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141 From Monday, November 21, 2022, we will have a new address as follows : Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism 3―1―41, Otemae TyuouWard, Osakacity, 540―8586, Japan TEL 06―6942―1141

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

本工事は、電子契約システム対象案件である。

令和４年10月11日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　杉中　洋一

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第19号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　令和４年度北九州港（響灘東地区）岸壁（－10m）地盤改良工事（以下「①工事」という）

②　令和４年度北九州港（響灘東地区）岸壁（－10m）地盤改良工事（第２次）（以下「②工事」という）

（電子契約対象案件）

⑶　工事場所

①　工事　福岡県北九州市若松区響町地先

②　工事　福岡県北九州市若松区響町地先

⑷　工事内容

①　工事　本工事は、北九州港（響灘東地区）岸壁（－10m）の陸上地盤改良工及び調査工を施工するものである。

②　工事　本工事は、北九州港（響灘東地区）岸壁（－10m）の陸上地盤改良工及び調査工を施工するものである。

⑸　工期

①　工事　契約締結日から令和６年２月29日まで

②　工事　契約締結日から令和６年２月29日まで

⑹　本工事は、入札時に技術提案等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　本工事は、若手の主任（監理）技術者を専任で指導する経験豊富な技術者（技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行工事である。なお、技術指導者の配置については、参加申請書の提出者が選択できるものとする。若手主任（監理）技術者は、昭和57年４月２日以降に生まれた者とする。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑽　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⒀　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⒁　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒂　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒃　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」を落札者が選択することが出来る対象工事である。なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。